岩手県立病院インターンシップ受け入れ要領

1 目的

岩手県医療局における薬剤師の業務について、薬学生及び薬剤師の理解を深めるとともに、将 来の進路への選択肢の一つとして検討する機会とする。

2 受け入れ病院

全県立病院(但し、地域診療センターは除く)

3 受け入れ期間

随時

4 受け入れ日程

半日コースのみ -6病院(高田、大槌、山田、軽米、大東、東和) 半日~1日コース-5病院(遠野、江刺、千厩、一戸、南光) 半日~2日コース-9病院(中央、大船渡、釜石、宮古、胆沢、磐井、久慈、中部、二戸)

5 研修の申し込みと手続き

- (1) 岩手県ホームページの医療局ページに「岩手県立病院薬剤科(部)インターンシップのご 案内」より「岩手県立病院_インターンシップ_申込書」(様式1)に必要事項を記入し、メ ールに添付の上、医療局(業務支援課 薬事)あてに申し込む。
- (2) 医療局(業務支援課 薬事)は、申し込みのあった者からの書類審査等により、希望する 病院と日程調整の上、申請者へ通知する。

6 研修生が遵守すべき事項

- (1) 研修生は、受け入れ施設の示した日程を遵守すること。やむを得ず変更する場合には、直 ちに受け入れ施設へ連絡し、事前に了承を得ること。
- (2) 研修に使用する白衣及び筆記用具等携行すること。なお、昼食についても各自準備すること。
- (3) 受け入れ施設への移動は、原則として公共交通機関を利用すること。(学生において、自家用車等の利用については、各自大学に確認すること。)
- (4) 研修生は、研修上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、研修を終えた後も同様とする。
- (5) 研修生は、受け入れ施設の指示に従い規律ある行動をとるものとし、研修施設において規律が乱れる恐れがあると判断した時は研修を中止させることがある。

この要領は、平成 30 年 10 月 26 日から施行する 令和 5 年 1 月 13 日一部改訂